

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示

ページ

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心部消費生活センター】 | 5 4 3 |
| 北九州都市計画道路の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】 | 5 4 4 |
| 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 | 5 4 5 |
| 排水設備指定工事店の指定の取消し【建設局総務部下水道経営課】 | 5 4 8 |

公 告

| | |
|---|-------|
| 道路の廃止（第 3 号）【建築都市局指導部建築審査課】 | 5 4 9 |
| 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員の選挙期日【建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所】 | 5 5 0 |
| 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧【建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所】 | 5 5 1 |

交 通 局

| | |
|---|-------|
| 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 | 5 5 2 |
|---|-------|

人事委員会

| | |
|------------------------------------|-------|
| 職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局任用課】 | 5 5 8 |
|------------------------------------|-------|

北九州市告示第59号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 |
|--------------------------|--------------------|-------------------|
| 平成24年5月7日から平成25年3月31日まで | 10時～12時 13時～16時 | 門司区内の特定計量器の所在の場所 |
| 平成24年6月19日から平成25年3月31日まで | 10時～12時 13時～16時 | 小倉北区内の特定計量器の所在の場所 |
| 平成24年9月18日から平成25年3月31日まで | 10時～12時 13時～16時 | 小倉南区内の特定計量器の所在の場所 |

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人 北九州市計量士会

北九州市告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・5・154号 香月線

削除する部分 北九州市八幡西区香月西三丁目及び香月西四丁目の各一部

追加する部分 北九州市八幡西区香月西三丁目、香月西四丁目及び香月中央三丁目の各一部

(2) 3・4・75号 香月駅線

削除する部分 北九州市八幡西区香月西三丁目、香月西四丁目、香月中央三丁目、高江一丁目及び高江二丁目の各一部

(3) 3・3・38号 野面木屋瀬線

削除する部分 北九州市八幡西区大字楠橋、楠橋西三丁目及び木屋瀬二丁目の各一部

(4) 3・4・91号 野面香月駅線

削除する部分 北九州市八幡西区高江二丁目、大字楠橋、楠橋下方二丁目、真名子一丁目、真名子二丁目、楠橋南二丁目及び大字野面の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

北九州市告示第61号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問い合わせ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

| 移動し、保管した自転車が放置されていた場所 | 移動し、保管した自転車の台数 | 移動し、保管した年月日 | 保管及び返還を行う場所 |
|---------------------------|----------------|----------------|------------------------------|
| J R 門司港駅周辺地区 自転車放置禁止区域 | 1台 | 平成24年 2月20日 | 北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所 |

| | | | |
|-------------------------|-----|----------------|-------------------------------|
| J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 57台 | 平成24年 2月14日 | 北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所 |
| | 19台 | 平成24年 2月27日 | |
| J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 18台 | 平成24年 2月23日 | |
| J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 8台 | 平成24年 2月9日 | 北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所 |
| J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 26台 | 平成24年 2月24日 | 北九州市小倉南区八重洲16番 八重洲自転車保管所 |
| J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 3台 | 平成24年 2月10日 | 北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所 |
| J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 2台 | 平成24年 2月21日 | 北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所 |
| J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 22台 | 平成24年 2月16日 | |
| J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 40台 | 平成24年 2月22日 | 北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所 |
| J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 10台 | 平成24年 2月7日 | |
| J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 7台 | 平成24年 2月17日 | 北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所 |

| | | | |
|--------------------------|-------|---------------------|--|
| J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域 | 1 1 台 | 平成 2 4 年 2 月 8 日 | |
|--------------------------|-------|---------------------|--|

北九州市告示第62号

北九州市下水道条例施行規則（昭和46年北九州市規則第68号）第12条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

平成24年3月16日

北九州市長 北橋健治

| 指定番号 | 工事店名 代表者 | 所在地 | 取消年月日 |
|------|-----------------|-------------------------------|----------------|
| 3092 | 堀土木株式会社 堀 和久 | 北九州市小倉南区大 字新道寺1204番 地の2 | 平成24年2月1 7日 |

北九州市公告第186号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を、次のとおり廃止した。

平成23年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

平成24年3月16日 第3号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉北区新高田二丁目19番9号

梶原薫子

3 廃止した道路

| 道路の位置 | 道路の幅員 (m) | 道路の延長 (m) |
|--|-----------|-----------|
| 北九州市小倉北区清水二丁目2番、3番1、5番、6番、544番2及び544番6の各一部 | 4.00 | 43.08 |

北九州市公告第187号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり公告する。

平成24年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

選挙期日 平成24年6月24日

北九州市公告第188号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定により、北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

| 縦覧場所 | 縦覧期間 |
|--|---|
| 北九州市小倉北区域内1番1号北九州市建築都市局整備部区画整理課 | 平成24年5月7日から同月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで |
| 北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号北九州市建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所 | 平成24年5月7日から同月20日までの毎日午前8時30分から午後5時15分まで |

北九州市交通局管理規程第2号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月16日

北九州市交通局長 西之原鉄也

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

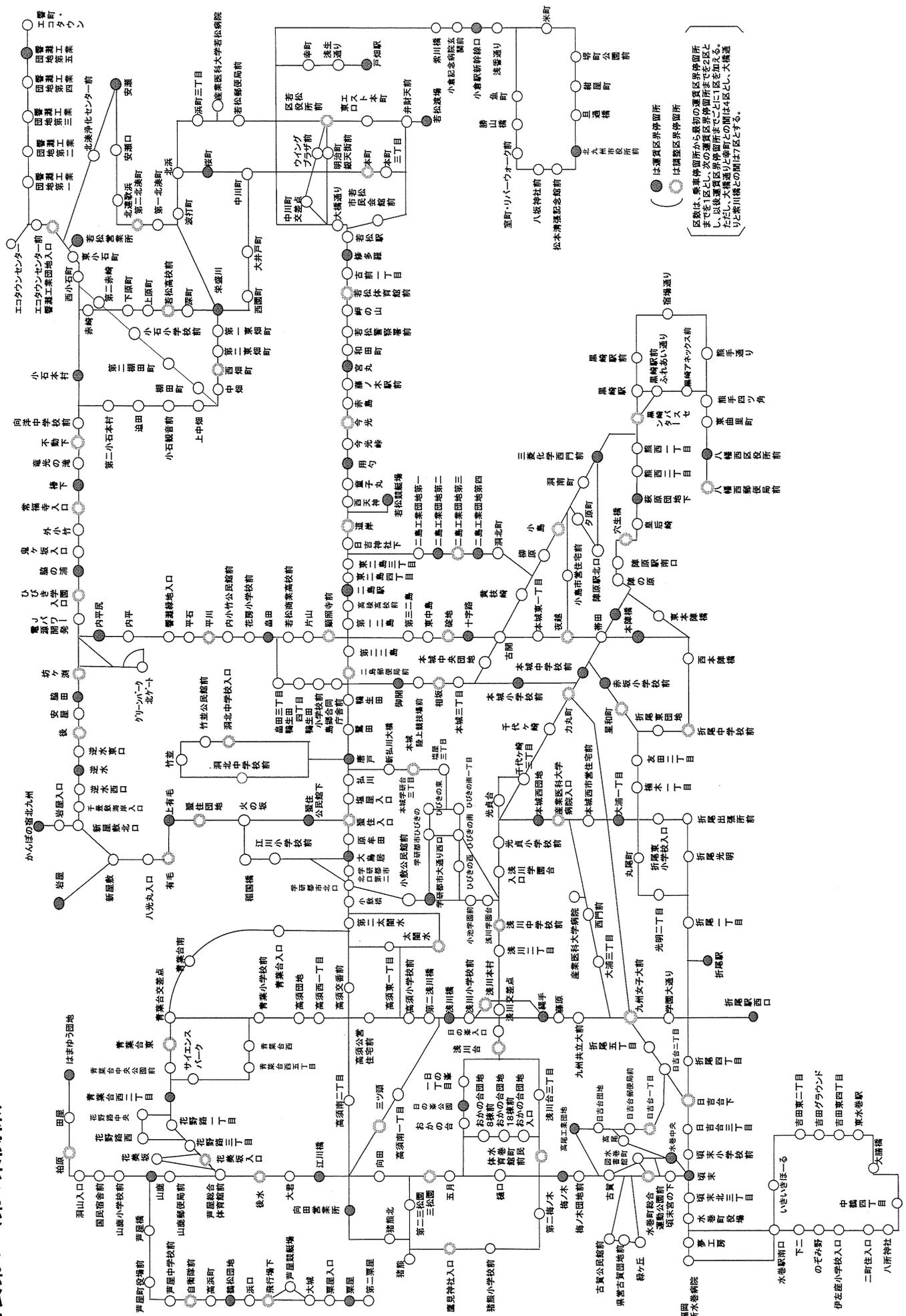
第3条の2の表を次のように改める。

| 乗車区数 | 金額 |
|------|---|
| 1区 | 180円 |
| 2区 | 220円（連続する2つの調整区界停留所の間は、180円） |
| 3区 | 250円（連続する3つの調整区界停留所の間は、220円） |
| 4区 | 280円（大橋通り停留所と幸町停留所との間の区間を経路とする運行系統にあっては、270円） |
| 5区 | 310円（大橋通り停留所と幸町停留所との間の区間を経路とする運行系統にあっては、300円） |
| 6区 | 340円（大橋通り停留所と幸町停留所との間の区間を経路とする運行系統にあっては、330円） |
| 7区 | 370円（大橋通り停留所と幸町停留所又は紫川橋停留所との間の区間を経路とする運行系統にあっては、360円） |
| 8区以上 | 7区から1区増すごとに20円を370円（大橋通り停留所と幸町停留所又は紫川橋停留所との間の区間を経路とする運行系統にあっては、360円）に加えた額 |

第6条の2第1項中「170円」を「180円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「定める区分」を「掲げる区分」に改め、同項第1号中「70円」を「80円」に改める。

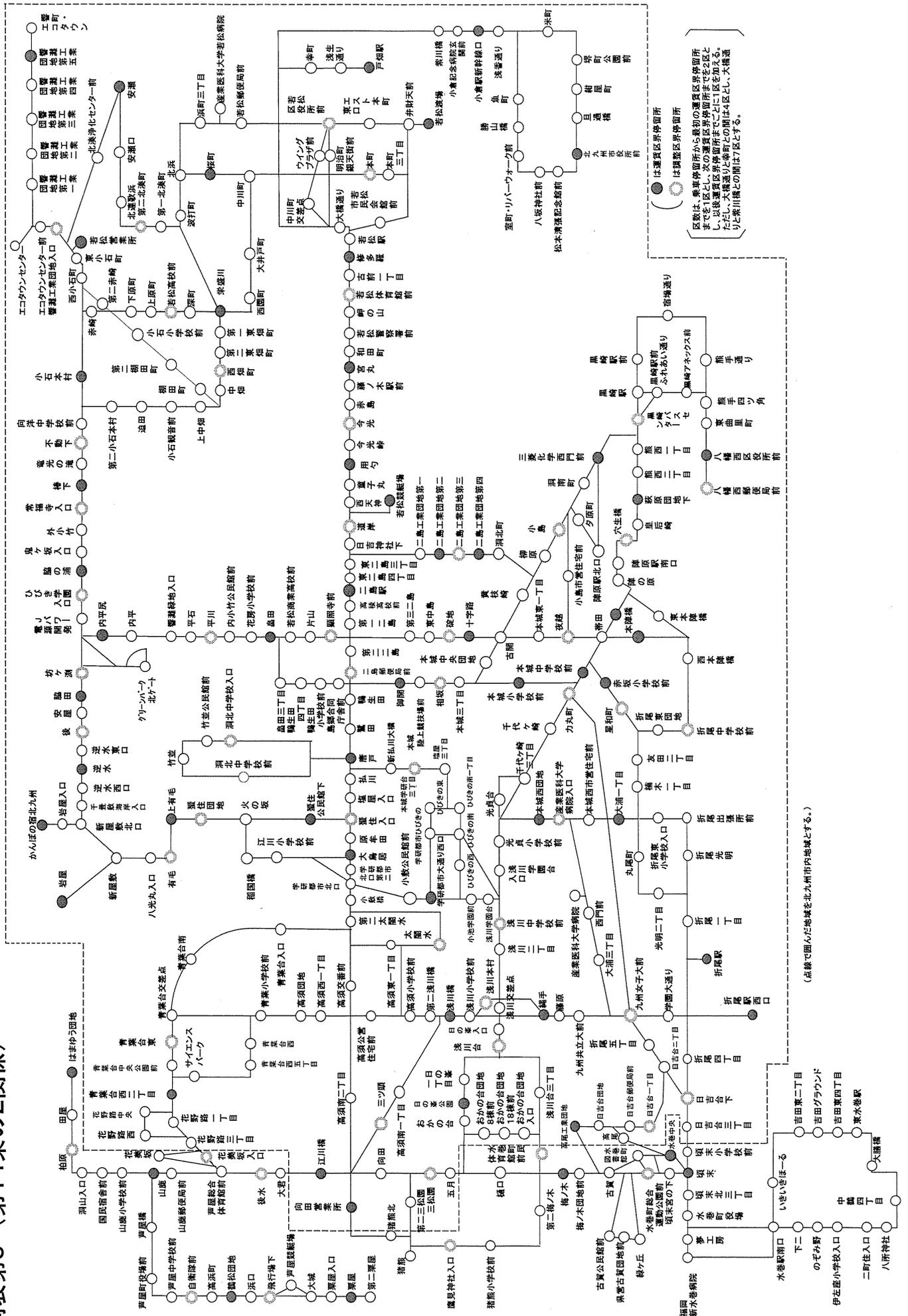
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

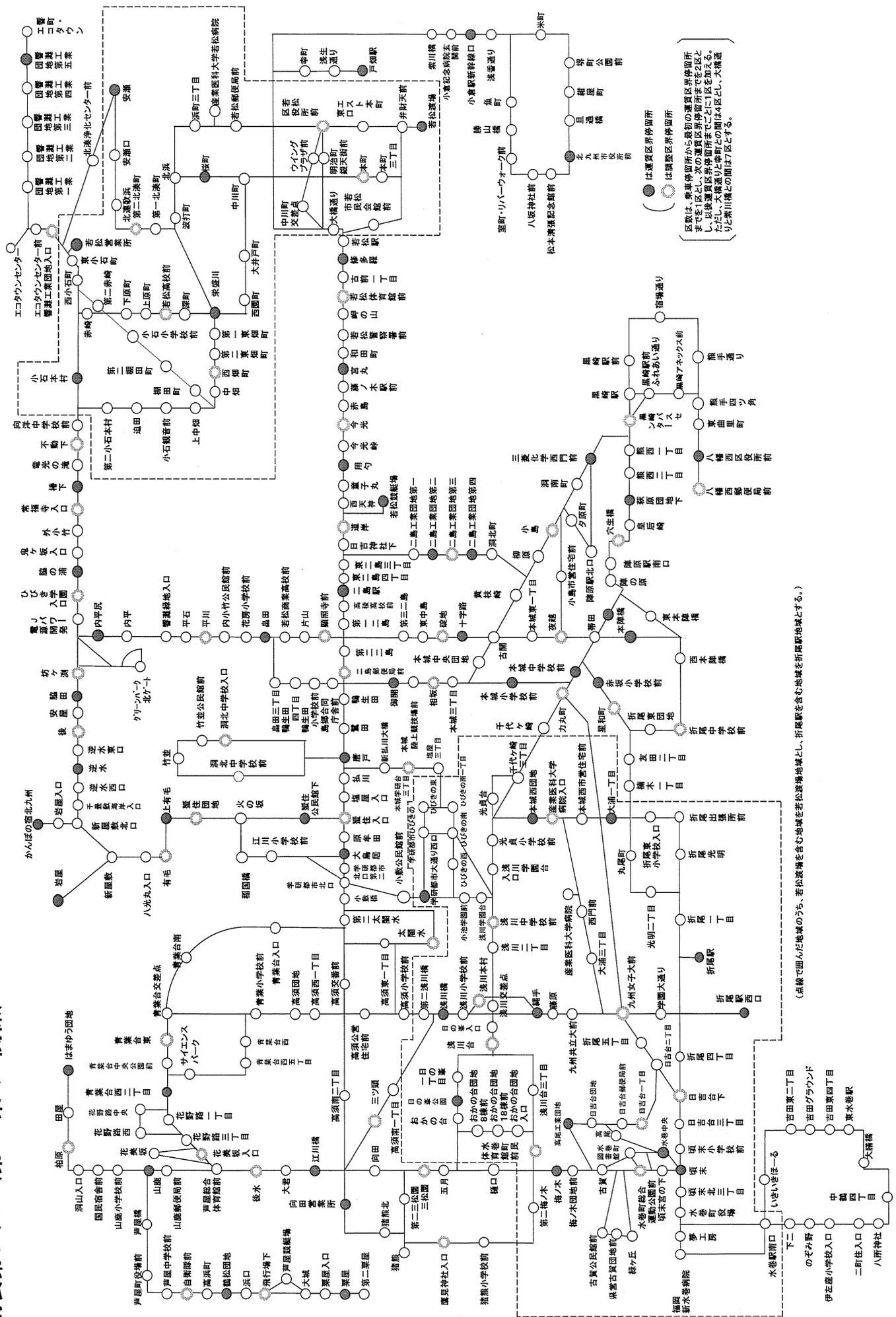


別表第 3 及び別表第 3 の 2 を次のように改める。

別表第3 (第14条の2関係)



別表第3の2 (第14条の3関係)



(点線で囲んだ地域のうち、若松遊歩場を含む地域を折尾駅地域とし、折尾駅を含む地域を若松遊歩場地域とする。)

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にこの規程による改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（次項において「旧規程」という。）の規定により発売された定期乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程による改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発売されたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行前に旧規程の規定により発売された乗車券の取扱いに関しては、別に管理者が定める。

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第1号

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の昇任に関する規則（昭和43年北九州市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（この規則により難い場合の措置）

第21条 職員の昇任について、この規則の規定により難い特別の事情があると認められるときは、別段の取扱いをすることができる。

別表第2の（1） 行政職の表中「4年」を「のこと」に、「5等級在職3年」を「5等級在職のこと」に改める。

別表第2の（2） 研究職の表中「4年」及び「3年」を「のこと」に改める。

別表第2の（3） 医事職の表中「2等級在職4年」を「2等級在職のこと」に、「3年」を「のこと」に改める。

別表第2の（4） 医療技術職の表中「4等級在職4年」を「4等級在職のこと」に改める。

別表第2の（5） 保健看護職の表中「4年」及び「3年」を「のこと」に改める。

別表第2の（7） 消防職の表中「4年」を「のこと」に、「5等級在職3年」を「5等級在職のこと」に改める。

別表第2の（8） 運輸職の表中「4等級在職4年」を「4等級在職のこと」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。